

鮭川村住宅用地購入・宅地造成費助成金のご案内

災害で被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

この度、村では令和6年7月豪雨災害を受け被災された皆さんの負担軽減を図るため、住宅を建築するために必要な土地購入や宅地造成などにかかる経費に対し助成制度を設けました。

◆制度の概要◆

【助成対象者】 ※①②のいずれにも該当する世帯の世帯主

- ①災害発生時に村内に住所を有していること。
- ②自ら居住する住宅が災害により被害を受けていること。ただし、村からり災証明の交付を受け、被害の程度が全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊とされたもの。

【助成対象経費】

- ①住宅建築のための用地取得に要する経費（仲介手数料、印紙代、登記費用を含む）
- ②住宅建築用地の造成にかかる費用（整地費、伐採、地盤改良費、土盛費、土留費など）

【助成金額】

り災証明書を基にする1世帯あたり土地購入費、宅地造成費それぞれ100万円を上限とし、1世帯につき1回限り。
